

6 保医健薬第 4444 号
令和 7 年 2 月 14 日

一般社団法人東京都病院薬剤師会
会長 後藤 一美 様

東京都保健医療局健康安全部長
中川 一典
(公 印 省 略)

令和 6 年度電子版お薬手帳の活用等に向けた周知のお願いについて（協力依頼）

日頃より、東京都の薬事行政に御協力いただき感謝申し上げます。

今般、標記の件について、令和 7 年 2 月 4 日付で厚生労働省医薬局総務課から、別添のとおり事務連絡がありましたので送付いたします。

つきましては、本件について、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、都内各病院管理者に対し、別途通知済みであることを申し添えます。

<問合せ先>

東京都保健医療局健康安全部

薬務課監視指導担当

電話番号：03-5320-4512

事務連絡
令和7年2月4日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局総務課

令和6年度電子版お薬手帳の活用等に向けた周知のお願いについて（協力依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

電子版お薬手帳については、「電子版お薬手帳ガイドラインについて」（令和5年3月31日薬生総発0331第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）により、オンライン資格確認の普及、電子処方箋の運用開始、マイナポータルを通じた閲覧範囲の拡大といったデジタル技術の進展を踏まえて電子版お薬手帳に求められる役割・機能、要指導医薬品・一般用医薬品を含めた薬剤情報の一元的な管理の重要性を整理し、「電子版お薬手帳ガイドライン」を作成し、電子版お薬手帳の運営事業者において対応が必要と考えられる事項や、電子版お薬手帳サービスを提供する施設における留意事項をお示ししてきたところです。

今般、電子版お薬手帳の意義・役割や活用方法を広く周知するとともに、電子版お薬手帳の利活用を更に推進するため、別添のとおり、新たに3種類の広報資材を作成しました。資材の内容について御了知いただくとともに、広報資材について貴管下の薬局、医療機関その他貴管内の関係団体にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

(参考)

○厚生労働省 電子版お薬手帳

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/e-okusuritecho.html>



いつでも安心! もっと便利に!

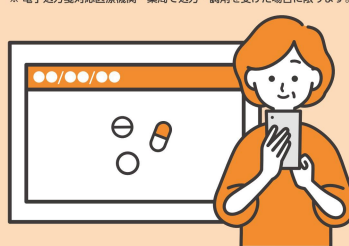
電子版

お薬手帳
使ってみませんか?

あなたの健康をサポートする便利な機能

POINT 01 服用アラームで
飲み忘れ防止!お薬の服用時間に通知が来ることで飲み忘れがない。
「カレンダー」機能で服薬状況も管理可能。POINT 02 歩数・血圧・血糖値記録など
健康管理に役立つ!毎日記録することで、健康な体作りに役立ちます。
医師、歯科医師、薬剤師に自身の健康状態について
伝えやすくなります。POINT 03 スマホと一緒にだから
いつでも忘れない!手帳忘れを防ぐだけでなく、
災害・緊急時の備えになります。POINT 04 電子処方箋の送信機能で
薬局の待ち時間短縮!調剤の予約や、
自動連携でお薬登録がかんたん!POINT 05 マイナポータルと連携で
お薬の情報を確認!直近のお薬を含め*、過去に服用した
お薬の情報を取り込むことができます。

※ 電子処方箋対応医療機関・薬局で処方・調剤を受けた場合にのみ利用可能。



※各電子版お薬手帳アプリによって機能が異なります。

詳しい情報は、厚生労働省ホームページ
「電子版お薬手帳」をご覧ください。

電子版お薬手帳 厚生労働省

検索

電子版
お薬手帳で

薬剤師へ気軽に
相談できる!



電子版お薬手帳のチャット機能などで
薬剤師と相談・連絡等を取る

ことができます

薬剤師からの
フォローアップ
(服薬状況の確認など)だけでなく、
電子版お薬手帳の
利用者からの
相談・連絡等も可能です

その後、副作用などの
症状はございませんか?

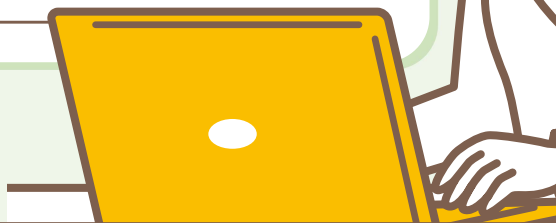


はい、大丈夫です。
ただ、薬の飲み合わせについて
ご相談があります。



現在服薬しているものに加え、
市販薬の〇〇を使用したいと…

それでしたら、_____



フォローアップは、必要に応じて電話を使う場合もあります。

※薬剤師と相談・連絡等を取るための機能として、どのような機能を有しているかは電子版お薬手帳によって異なります。

詳しい情報は、厚生労働省ホームページ
「電子版お薬手帳」をご覧ください。

電子版お薬手帳 厚生労働省

検索

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

電子版お薬手帳

と マイナポータル の

連携でより便利でより良い医療に!!



参照:「電子版お薬手帳ガイドラインについて」(令和5年3月31日付け薬生総発0331第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)

▼▼▼ 連携するとできること ▼▼▼

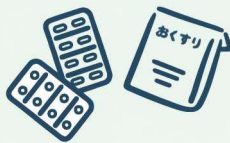
POINT

1

処方・調剤情報を タイムリーに閲覧可能

対応する電子版お薬手帳アプリにて、マイナポータルを通して閲覧できる処方・調剤情報をアプリ上に表示することができます。対応する医療機関・薬局からデータが登録されればすぐに閲覧することができます。

これまで処方された
お薬の情報を
スマホでいつでも
確認できます



POINT

2

電子的記録の利用で より良い医療につながる

電子的に登録された処方・調剤情報と、電子版お薬手帳の薬の検索機能、服薬アラーム機能や、副作用情報の記録機能などを組み合わせることで、より良い薬物治療に繋がります。

処方情報
調剤情報

+

様々な機能

- ・薬の検索機能
- ・服薬アラーム
- ・副作用情報の記録
- など



※各電子版お薬手帳アプリによって機能が異なります。

詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「電子版お薬手帳」をご覧ください。

電子版お薬手帳 厚生労働省

検索